上野たつや県議の代表質問と答弁 =-ff質問=

2021年6月21日 (月) *一問一答形式に編集

(文責:日本共産党神奈川県議団)

<質問項目>

[1] 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 新型コロナワクチン接種の援助について
- (2) ワクチン接種を自己判断するための丁寧な情報提供について
- (3)検査体制の拡充について
 - 1) 定期的検査の対象をシフトチェンジすることについて
 - 2) 集中検査の対象を幅広くすることについて

[2] ケアに手厚い社会の実現について

- (1) ジェンダー平等の視点から見たケア労働の課題について
- (2) 保育の公定価格の課題について
- (3) 新子育て安心プランの課題について

[3] 土地利用規制法の課題について

[4] 個人情報保護の観点からデジタル改革関連法とLINEの課題について

- (1) デジタル改革関連法について
- (2) LINEで起きた個人情報の管理不備について
 - LINEとの協定内容について
 - 2) 一括同意方式や海外へのデータ提供に関する規制について

[5] 命を守るアスベスト対策について

- (1) 最高裁の判決結果と建設石綿給付金法の成立について
- (2) 二度とアスベストの被害者を出さないための対策について
- [6] 子どもの人権を尊重した校則の見直しについて

[**上野議員**] 日本共産党、横浜市神奈川区選出の上野たつやです。私は、共産党神奈川県議団を 代表して質問いたします。

〔1〕新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 新型コロナワクチン接種の援助について

[上野議員] 第一の質問は、新型コロナウイルス感染症対策についてです。まず、新型コロ ナワクチン接種の援助についてです。

まん延防止等重点措置の再延長が本日から始まりました。感染拡大防止のために県民や事 業者のみなさんに自粛を要請し続けていますが、それに見合った十分な補償が求められます。 そのような中、新型コロナワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症の収束を

図る上で、多くの県民からの期待があります。県としてその期待に応えるために、ぜひ役割 を発揮してほしいと思います。



4月から高齢者へのワクチン接種が始まり、解消されてきたとはいえ、当初はワクチン接 種の予約が殺到しました。「何十回と電話をしてもつながらない」「足が不自由で行かれない」 「予約ができず、この世から取り残された気持ち」と、ワクチン接種を望んでもアクセスで きない方々の訴えを伺っています。

また、県内自治体については、「県の援助」が条件であれば7月までに完了できるとの声が あり、主な内容としては「医師や看護師」など医療従事者の派遣とのことで、これらの要望 に県は応えるべきです。

一方で、個別接種を行う医療機関からは、ワクチン接種のために通常の診療を止めるわけ にはいかないため、休憩時間や休日を活用して実施する結果、医療体制や人件費の面で負担 となるため、東京都のような協力金を求める声があります。

そこで知事に伺います。

新型コロナワクチン接種を希望する方に対しては、安心して接種まで繋げるために移動支 援の援助を行う必要があると考えますが、見解を伺います。

また、ワクチン接種を行う医療機関に対して協力金を支給し、支援する必要があると考え ますが、見解を伺います。

[黒岩知事] 上野議員のご質問に、順次お答えしてまいります。初めに、新型コロナウイル ス感染症対策について何点かお尋ねがありました。まず、新型コロナワクチン接種の援助に ついてです。

ワクチン接種のための移動支援については、接種会場への送迎バスの運行経費など、移動 手段の確保のため、必要な経費が国の補助金の対象となっています。実際この補助金を活用 して、巡回バス運行や接種券と併せて、タクシー利用券を配布している市町村もあります。 今後も引き続き、市町村と連携して住民接種を円滑に進めてまいります。

次に、医療機関への協力金についてです。

国では、ワクチン接種費用への時間外休日加算相当部分の上乗せに加え、接種回数の多い 診療所等に対して財政支援を行うこととしています。

県としては、こうした支援策が速やかに個々の医療機関に行き渡るよう、しっかりと対応 してまいります。

(2) ワクチン接種を自己判断するための丁寧な情報提供について

[上野議員]次に、ワクチン接種を自己判断するための丁寧な情報提供についてです。

私たちは、ワクチン接種を焦るあまり、「ワクチン接種が絶対」と県民が受け止めないよう にする必要があると考えます。前回の共産党代表質問において、ワクチン接種についてはあ くまで個人の判断に委ね、自主性を尊重することが重要であり、県もその立場だとの答弁で した。

自己判断のための情報とし て、副反応にはどのような事例 があるのか、亡くなった方はど れくらいいるのかなどの情報提 供が必要です。

例えば、厚生労働省の資料で は、「因果関係が評価できないも の」を含め、6月4日までに1 96名が亡くなっています。ホ ームページにアクセスできるよ

新型コロナワクチンにおいて死亡として報告された事例の概要

○ 新型コロナワクチンにおいて、予防接種後開始後より今回の審議会までに死亡として 報告された事例の概要は以下のとおりであった。

- 予防接種開始2021年2月17日から前回の審議会までに集計された5月16日までに イザー社ワクチンの副反応疑い報告において、死亡として報告された事例は55件であった
- また、今回の審議会 (5月30日時点、103日間) までに、死亡として報告された事例は 139件であった。
- 症状の概要に記載された死因等は、出血性脳卒中31件、心肺停止19件、心不全17件等※ であった。 *両一点例に複数の異素等の記載がある場合は、いずれも計上。
- なお、5月31日から6月4日までに、医療機関又は製造販売業者から死亡として報告された事例は57件であった。

気田/モデルナ社ワクチン

○ 武田/モデルナ社ワクチンに関して、今回の寄議会(5月22日から6月4日)までに医療 機関又は製造販売業者から死亡として報告された事例は0件であった。 □□□ : □□□

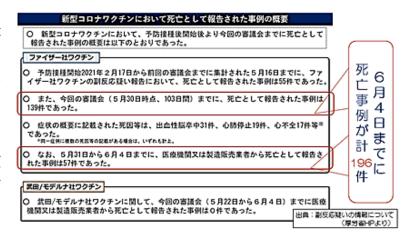
出典:副反応疑いの情報について (厚労省HPより) うにするだけにとどまらない、 県民への丁寧な情報提供が必要 です。

また、国において予防接種に おける健康被害の救済制度があ り、コロナワクチンにも適用さ れます。支給までに半年かかる など、手続き上の複雑さが課題 ではありますが、併せて周知す る必要があると考えます。

そこで知事に伺います。

ワクチン接種に伴う副反応の 情報や予防接種健康被害救済制 度について、県民に対して丁寧 に紹介する必要があり、その上 で、ワクチン接種については個 人の判断で接種をしてもらうこ とが重要だと考えますが、見解 を伺います

[黒岩知事] 次に、ワクチン接種を自己判断するための丁寧な情報提供についてです。





新型コロナワクチンの接種についても、 健康被害が生じた場合には、予防接種法 に基づく救済を受けることができます。 (原生物的ホームページより



ワクチン接種については、県民のみなさまがその効果・副反応等を正しく理解していただくことが重要です。現在、ワクチン接種による副反応への不安から多数の電話相談をいただいており、ホームページ等により県民のみなさまが知りたい情報を分かりやすく解説していきたいと考えています。

また、副反応により健康被害が生じた場合の健康被害救済制度についても、丁寧に紹介していきます。

ワクチン接種は自らの判断で行うものですが、重度のアレルギー反応、いわゆるアナフィラキシーの経験があるなどにより、医師への相談が必要な場合もあります。接種の有無によって差別的な扱いや偏見があってはならないと考えておりますので、市町村とも連携し、接種が任意であり接種が難しい方がいることも周知してまいります。

〔意見・要望〕

[上野議員] ありがとうございました。では最後に意見・要望を申し上げます。

まず、ワクチンの副反応について丁寧な周知をするとのことですが、例えば予防接種健康 被害救済制度が新型コロナワクチンにも適用されることについては、県のホームページでは 紹介がされていないと思っています。

制度自体を紹介するページはありますが、ワクチン副反応についてのページからはリンクが無い状況でした。ぜひ、改善を求めたいと思いますし、相談窓口でも制度を紹介できるように周知を求めます。

(3)検査体制の拡充について

1) 定期的検査の対象をシフトチェンジすることについて

[上野議員] 次に、検査体制の拡充について、一つ目は、定期的検査の対象をシフトチェンジすることについてです。

クラスター発生が抑えられ職員の安心などにも繋がったと評価される、高齢者施設や障がい福祉施設の従事者を対象とした定期的検査は、7月以降は重症化リスクが軽減されるとの見解から、まだ検討中と聞いています。そうであれば、ワクチン接種ができない子どもの命を守る観点から、これまで対象となっていない学校、幼稚園、保育所などの施設にシフトして、定期的な検査の実施を行う必要があると考えます。

そこで知事に伺います。

高齢者など重症化しやすい方へのワクチン接種が一定程度進んでいるため、これまで実施 してきた定期的検査の対象を、学校、幼稚園、保育所などの施設にシフトチェンジする必要 があると考えますが、見解を伺います。

[黒岩知事]次に、検査体制の拡充についてお尋ねがありました。まず、定期的検査の対象 をシフトチェンジすることについてです。

県では、高齢者施設など入所者等が感染した場合に、重症者リスクが高い施設やクラスター化しやすい施設の従事者を対象に、定期的なスクリーニング検査を実施しています。

一方、学校の教員や保育所の保育士については、国から示された定期的なスクリーニング 検査の対象とはなっていません。また、児童生徒も高齢の方に比べて重症化リスクは低いと 言われています。

こうしたことから、現時点では学校や幼稚園保育所などに定期的なスクリーニング検査を 実施することは考えておりません。

2) 集中検査の対象を幅広くすることについて

[上野議員] 二つ目は、集中検査の対象を幅広くすることについてです。

現在、学校や保育所などでのクラスター発生が増えており、感染封じ込めのためには定期 的検査だけではなく、集中検査も重要です。

本県の変異株の転換率は80%を超えており、これまで重症化リスクの低かった10代を はじめとする若年層に変異株の感染が広がっているため、ますます検査の重要性は増してい ます。

ある保育所では1人の職員がコロナ陽性となり、保健所は「濃厚接触者無し」と判断しましたが、その後、職員や保護者の自主的な検査の結果、陽性者が続出し、結果クラスター認定されました。こういった事例を無くしていくためにも、陽性者が1人でも出た施設では、積極的疫学調査と同時に集中検査を必ず行うようにするべきです。

本県は、宿泊療養施設に対して、有症状者が1人でもいれば集中検査を実施することを決めました。このような考え方を他の施設でも広めていく必要があります。

そこで知事に伺います。

変異株の転換率が80%を超え、若年層にも変異株の感染が広がっていることを踏まえれば、これまでの集中検査の考え方を発展させ、施設内で1人でも陽性者が出た場合には集中検査を必ず実施すること、また、集中検査の実施に当たっては、どの範囲で実施するかの判断基準を県が設けることが必要と考えますが、見解を伺います。

[黒岩知事]次に、集中検査の対象を幅広くすることについてです。

これまでも感染者が発生しクラスター化の恐れがある場合には、保健所が調査を行った上で集中検査を実施してきました。最近では、感染力が非常に強いとされるデルタ株の感染例も相次いでおり、従来より広い範囲での検査が必要ではないかと考えています。

そこで、今月始め、私から田村厚生労働大臣に、検査実施の判断基準ともなる濃厚接触者 の定義を見直すべきという提案を行ったところです。

また、従来より広い範囲での検査の実施に備え、本定例会に提案した補正予算案で検査費用の増額をお願いしています。

こうしたことにより、より幅広い範囲の検査を可能とし、感染力の強い変異株の拡大防止 に努めてまいります。

〔意見・要望〕

[上野議員]

次に、検査の拡充については、集中検査をはじめとして、検査の判断について、保健所設置市によってまちまちで、県よりも対象を絞っているような自治体もあり、だからこそ県が規範となるガイドラインを示す必要性があると考え、そのことをぜひ求めます。

[2] ケアに手厚い社会の実現について

(1) ジェンダー平等の視点から見たケア労働の課題について

[上野議員]次に、ケアに手厚い社会の実現について伺います。まず、ジェンダー平等の視点から見たケア労働の課題についてです。

コロナ禍の中で、緊急事態宣言下においても重要な役割を果たしてきたエッセンシャルワーク、特に医療、介護、障がい福祉、保育などのケア労働が無ければ、私たちは社会生活を送ることができないことが浮き彫りになりました。

私たちは、これらの分野は専門的な職種であるにも関わらず、それに見合った評価がされていないと感じており、今回は特に介護、障がい、保育の分野に絞って取り上げます。

ケア労働は生産性では評価することができないからこそ、公的にその価値が評価される必要があると考えます。

同志社大学大学院の岡野八代教授は、ケア労働について、ケアに関わる労働くらい誰に任せても同じであるとされ、ケア労働そのものが見下されてきたと、著書で書かれています。

さらに、ケアの分野は、家庭内で家族が中心的に関わることが期待されていること、その 役割は主に女性であることを前提にして成り立っていることを指摘しています。

また、全国労働組合総連合の小畑議長も、本年2月の衆院予算委員会公聴会にて、ケア労働が低賃金である理由を、「家事労働的な仕事であるから、賃金が低くても良いというジェンダーバイアスのかかった考え方があるのではないか」と発言しました。

実際に、2019年の賃金構造基本統計調査からケア労働に従事する女性の比率を見ると、保育士約95%、福祉施設介護員約63%と高く、同じ職種で平均勤続年数が男性よりも長いにも関わらず、賃金が男性よりも低いことから、多くの女性が非正規で働いていると考えられます。

また、障がい福祉分野の職種

女性と男性の比率(構成比・動続年数・現金給付額)

	女性	男性
保育士	94.9%	5.1%
福祉施設介護員	<u>63.3%</u>	36.7%
ホームヘルパー	<u>78.4%</u>	21.6%

	女性		男性		
	勤続年数	決まって支給する現金 給付額	勤続年数	決まって支給する現金 給付額	
保育士	<u>7.9年</u>	243,500円	6.2年	263,900円	
福祉施設介護員	<u>7.3年</u>	235,100円	6.8年	260,600円	
ホームヘルパー	<u>7.7年</u>	231,700円	6.2年	273,800円	

について、無資格者でも働くことができることは、その専門性を低く評価していることの表

れと言わざるを得ません。

コロナ禍で重要性が明らかに なった今こそ根本の視点を改 め、ケア労働の各分野における 諸制度について抜本的に改善 し、労働環境や処遇を引き上げ る必要があると考えます。

そこで知事に伺います。

ケア労働の一つである介護、 障がい福祉、保育の分野は、家 庭内で主に女性が担ってきた

女性と男性の比率(構成比・勤続年数・現金給付額)

	女性		男性		+ Nt a	ことがが
保育士	94.9%		5.1%		• 女性(D比率が 圧倒的に高い
福祉施設介護員	63.3%		36.7%	,	l	F数が長いが、
ホームヘルパー	<u>78.4%</u>		21.6%	•	男性 d	にり賃金が低い
	女性			/ 男	性	
	勤続年数	決ま	って支給する現金 給付額	1	抗年数	決まって支給する現金 給付額
保育士	<u>7.9年</u>	2	43,500 <u>H</u>	6	6.2年	263,900円
福祉施設介護員	<u>7.3年</u>	2	35,100円	6	6.8年	260,600円
ホームヘルパー	<u>7.7年</u>	2	31,700円	6	6.2年	273,800円
			出典:令和	元年實金	構造基本統計調	査(厚生労働省HPより)

「専門性の必要ないものである」という考え方が根底に根強く残っているため、その結果、 処遇も低く抑えられてきたと考えますが、知事はどう考えているのか、認識を伺います。

[黒岩知事] 次に、ケアに手厚い社会の実現について何点かお尋ねがありました。まず、ジェンダー平等の視点から見たケア労働の課題についてです。

このコロナ禍において、介護、障がい福祉、保育に関わるエッセンシャルワーカーのみなさまには、常に感染リスクへの不安を抱えながらも施設現場を支えていただいており、心から感謝をしております。

介護や保育などのケア業務は、ケアを受ける方の状態に応じた適切な知識や技術をもとに、 現場を支える重要かつ専門性が求められる業務と考えています。

また、こうしたケア業務は他の職種と比べて勤続年数が短いことや小規模事業者が多いことなどから、賃金水準が低い状況にあると考えており、処遇改善については、引き続き機会を捉えて国に働きかけてまいります。

〔再質問〕

[上野議員] たくさんの答弁ありがとうございます。 2 点再質問させていただきます。

ケア労働の課題についてですが、今の答弁ですとジェンダー問題としては捉えていないように感じました。

先ほど紹介したような研究者の方々が歴史的経過を踏まえて述べていること、また、現実的にも賃金格差が同じ職種で見ても男女差があることを見れば、やはりそこにジェンダーバイアスがかかっていると考えますし、その根本を捉えないと、実際に処遇改善をすると言っても本当の改善に繋がらないと思います。

この視点が必要だと思いますが、改めてジェンダーの問題として捉えていないのか伺います。

[黒岩知事] それでは再質問にお答えいたします。まずは、ケア、ジェンダーの問題として 捉えていないのかどうかということであります。

賃金、これは勤続年数や労働時間など様々な要素によって決まるものでありまして、また、 労働基準法で賃金については男女の差別的取り扱いはしてはならないとされています。

こうしたことから、ケア業務の処遇は、ジェンダーの問題というよりも、勤続年数が短いことや小規模事業者が多いことなどが課題と考えておりまして、処遇改善につきましては国に働きかけてまいります。

〔意見・要望〕

[上野議員]

次に、ケア労働の課題については、私は「男性は外で仕事、女性は家で家事を」と、政策的 に作られてきた男女の差別がまったく影響していないとは言えないと私は思っています。

今ある保育の処遇改善制度ができた当時、「女性の平均賃金にはだいぶ近づいた」と国での 発言がありました。

このような発言を考えても、根深い問題があり、ジェンダー問題として認識をする必要性があり、これまでの常識を問い直さないと、ケア労働の本当の意味での処遇改善が成されないと考えます。

ジェンダーの視点で制度改善を進めることを求めます。

(2) 保育の公定価格の課題について

[上野議員] 次に、保育の公定価格の課題についてです。

2020年2月の一般質問において、私は保育所に9年間勤めた経験から、保育士の劣悪な労働環境と低賃金の背景に保育士の配置基準があると指摘しました。

制度の課題を別の視点でみると、「子ども・子育て支援新制度」における保育所の運営費を決める基となる公定価格において、子どもの入所人数で運営費が左右されてしまうことが挙げられます。

定員通りの子どもたちを受け入れるため、4月の入所に合わせて職員を採用して準備をしてきた保育所にとって、入所した子どもの人数が定員以下であるかどうかは大変重要です。

特に 0 歳児で定員割れを起こすと、子ども一人あたりの単価が高いため、運営に支障をきたしてしまいます。少子化を迎える中で、保育士を安定的に雇用する土台を作るためにも、補助制度が必要と考えます。

そこで知事に伺います。

現在の公定価格には課題があり、定員割れを起こした時に保育所の運営費を補償する仕組みがないため、保育の質の要である保育士の雇用や処遇改善のためにも、補償の仕組みを作る必要があると考えますが、見解を伺います。

[黒岩知事] 次に、保育の公定価格の課題についてです。

保育所で受け入れる子どもの人数は、保育の実施主体である市町村が、施設の定員を基本に保育所と事前に調整の上、決定しています。

しかしながら、実際の子どもの入所は保護者の希望に基づいて行われており、常に定員通りの入所者数となるわけではありません。

公定価格は受け入れ児童数に応じて支払われるものであり、定員割れが生じた場合に、それを補填することは考えていません。

なお、こうした定員割れの状況が継続する場合には、定員を減らす手続きをすることで、 保育所に支払われる子ども一人当たりの単価が高くなり、規模を縮小しても運営に必要な収 入が確保できる仕組みとなっています。

〔意見・要望〕

「上野議員〕

次に、公定価格の課題ですが、待機児童が解消されない、たとえば横浜市においても、地域によっては定員割れを起こしている保育所があるのが実態です。

定員割れを起こした時点で困難を抱えているわけですから、その状況に対応できる制度に するべきと考えます。

(3) 新子育て安心プランの課題について

「上野議員〕次に、新子育て安心プランの課題についてです。

昨年12月に閣議決定された 「新子育て安心プラン」では、 魅力向上を通じた保育士の確保 策として「短時間勤務の保育士 の活躍促進」が打ち出され、本 年4月から始まりました。

これまで保育の質を担保する ために、各年齢やグループで1 名以上の常勤保育士の配置を義 務付けていたものを、1名の常 勤保育士に代えて2名の短時間 勤務保育士に充てても良いとす る内容です。

国は常勤保育士を確保するこ とが原則と言いますが、待機児 童がいる市町村において、保育 士確保の課題など、やむを得な いと自治体が判断すれば可能と なります。

常勤から置き換えても運営費 は減額されないため、事業者に 短時間保育士の活用を促すこと

新子育て安心プラン (短時間勤務の保育士の活用)

短時間勤務の保育士の活用

現行制度の概要

- 保育所に配置される保育士について、入所児童の処遇水準の権保が図られる場合で、次の要件の全てを満たす場合 には、最低基準上の定数の一郎に短時間動務(1日6時間未満又は月20日未満動務)の保育士を充てても差し支えな いこととされている。
- ①常勤の保育士が各組や各グループに1名以上(列児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低 基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること
- ②常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

見直し案

- 潜在保育士の保育現場への再就職を促進する観点から、短時間勤務の保育士の配置に関する要件①について、
- 全和2年以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上である市区町村において、
- ※動の保育土が十分に確保できずに子どもを受け入れることができないなど、市区町村がやむを得な 場合には、
- 各組や各グループで1名以上常勤の保育士を配置を求める規制を撤廃し、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間 動務の保育士を充てても差し支えないこととする。 [東西・第三章でのムブラン (原生物制を出り上の

出典: 新子育で安心プラン(厚生労働省HPより)

新子育て安心プラン (短時間勤務の保育士の活用)

短時間勤務の保育士の活用

現行制度の概要

- 保育所に配置される保育士について、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の要件の全てを満たす場合 には、最低基準上の定数の一部に短時間動院(1日6時間未満又は月20日未満動院)の保育士を充てても差し支えな いこととされている。
- ④栄勤の保育士が各組や各グループに1名以上(見児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低 基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること
- ②常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数

見直し案

- 潜在保育士の保育現場への再就職を促進する観点から、短時間勤務の保育士の配置に関する要件①
 - ・令和2年以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上である市区町村において、
 - ・常勤の保育士が十分に確保できずに子どもを受け入れることができないなど、市区町村がやむを得な 場合には、
- 各組や各グループで1名以上常勤の保育士を配置を求める規制を換廃し、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間 動務の保育士を充てても差し支えないこととする。 出典:新子育で安心プラン(厚生労働省HPより)

も想定され、保育の質の低下が懸念されます。また、短時間保育士で良いとする流れになれ ば、保育士の処遇改善に逆行し、保育士不足を加速させる恐れもあります。

そこで知事に伺います。

新子育て安心プランにおける短時間保育士の活用策を取り入れることは、保育士そのもの の価値を下げ、保育の質を下げるものだと考えますが、見解を伺います。

また、このような制度はやめるべきだと国に求める必要があると考えますが、見解を伺い ます。

[黒岩知事]次に、新子育て安心プランの課題についてです。

国の新子育て安心プランにおける短時間保育士の活用は、1名の常勤保育士に代えて2名 の短時間保育士を当てても差し支えないとするものです。

この取り扱いは、常勤保育士が確保できないために子どもを受け入れられないなど、市町 村がやむを得ないと認める場合に限られており、待機児童解消に向けた暫定的な措置とされ ています。

県としては、国と同様、必要な保育士は常勤の保育士を以って確保することが原則であり、 望ましいと考えていますが、短時間保育士の導入については、保育の実施主体である市町村 が地域の状況を踏まえて必要性を判断するべきものと考えています。そのため、県としては、 この取り扱いをやめるよう国に求めることは考えておりません。

[3] 土地利用規制法の課題について

[上野議員] 次に、土地利用規制法の課題について伺います。

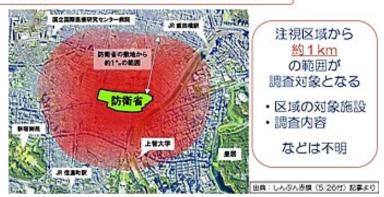
国会において、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」、土地利用規制法が可決されました。私たちは、プライバシー権や財産権などを脅かし、監視社会につながる法律であることから反対をしました。

この法律は、基地周辺などを 「注視区域」に指定し、「機能阻 害行為」があるかどうか、土地 の利用状況を調査するもので す。特に重要な基地周辺などは 「特別注視区域」に指定し、土 地売買に事前の届け出を義務 づけ、応じなければ刑事罰が科 せられます。

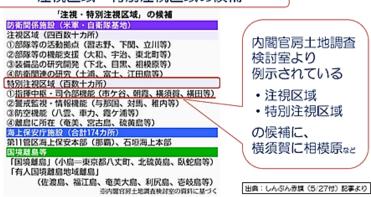
法律提出の理由として、「基地 周辺で外国人が土地を購入し ており、自治体から不安の声が 上がっている」ことを挙げまし たが、条文には外国資本に対す る取引の規制がありません。規 制対象を外国人に絞っていな いため、外国人に対する不動産 の取引を監視するものではあ りません。

そのため、私たち国民も調査対象となるということは、国民 を監視するものになると考え られます。

注視区域・特別注視区域の範囲(例)



注視区域・特別注視区域の候補



また、区域指定により、不動産売却価格の下落など住民の財産権にも大きな影響を及ぼし、不利益をもたらす懸念があります。

「生活関連施設」も対象となりますが、「どんな施設が対象となるのか」、「どのように監視をされるのか」など、思想・信条の自由を侵害し個人の自由な活動に制限を課す重大な法律であるにもかかわらず、核心部分については全て政府に白紙委任しています。

さらに、政府は地方自治体が保有する個人情報を収集し、本人の同意なく他省庁と共有することがあると明らかにしています。

本県は、沖縄に次ぐ基地県と言われ、司令部機能を持った基地が集中しており、現在例示されている特別注視区域だけでも、監視や規制など多くの県民生活に多大な影響を及ぼすため、人ごとではありません。

そこで知事に伺います。

土地利用規制法が示す特別注視区域に限った場合においても、監視や規制によって県民の 財産権、プライバシー権の侵害などの影響が及ぶことが想定されますが、どのような影響が あると考えているでしょうか。

また、多くの県民が影響を受けると思いますが、どれだけの範囲の県民に影響が及ぶと考えているでしょうか。

さらに、多くの県民が影響を受けることについて知事はどう考えているのか、見解を伺います。

[黒岩知事]次に、土地利用規制法の課題についてお尋ねがありました。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する 法律は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、防衛関係施設や国境離島等の機能 を阻害する土地等の利用を防止することを目的に、去る6月16日、国会で可決、成立しま した。

規制等の枠組みは、防衛関係施設の周辺区域等を注視区域又は特別注視区域に指定し、その区域内の土地建物の利用状況の調査や、調査を踏まえた利用規制等をするものですが、その内容や対象区域は今後国が基本的な方針等で定めることとなっているため、具体的な部分は未定です。

このように、現時点ではどの範囲の方にどのような影響が生じるか判然としませんが、法では規制等の実施にあたり、個人情報の保護に十分配慮することや、必要最小限の措置となるようにすることが規定されていますので、その趣旨を踏まえた運用がなされるべきと考えています。

〔意見・要望〕

[上野議員]

次に、土地利用規制法についてですが、白紙委任の法律ですから不明な点はありますが、 例示されているものだけでも県民に大きな影響を与えることは明らかです。

このような法律は、やはり廃止を求めるべきと考えます。

[4] 個人情報保護の観点からデジタル改革関連法と

LINEの課題について

(1) デジタル改革関連法について

[上野議員]次に、個人情報保護の観点から、デジタル改革関連法とLINEの課題について伺います。まず、デジタル改革関連法についてです。

5月、国会においてデジタル改革関連法が可決されました。個人情報などのビッグデータ をどう活用していくかが優先された結果、プライバシー侵害、地方自治の侵害、国民生活へ の影響などの課題が残されています。

本来であれば「自己情報のコントロール権」や「情報の自己決定権」など、個人情報をどのように守るのか、個人の権利をどう保障するかの観点に立つ必要があります。

前回の共産党代表質問に、知事は「個人情報保護法の改正法は、国や地方公共団体による個人情報の不適正な利用の恐れに対して、一定の自己情報コントロール権が盛り込まれた制度」との見解でした。

しかし、匿名加工さえすれば本人同意を得ずに、住宅ローン申請時の情報など、個人のプライバシーに関わる情報を行政から民間へ外部提供することを可能とする課題は解決されておらず、さらに、都道府県や政令市が「匿名加工情報」を民間事業者の提案に応じて提供する義務が課されます。

「匿名加工情報」はいくつか繋ぎ合わせることで、AIによる個人の特定が可能となってしまう恐れがあるからこそ、欧州連合では個人情報保護法である「一般データ保護規則」の施行に続き、AIの利用規制の法制化に乗り出しました。

世界はプライバシー権を保護する制度づくりに動いています。個人が「どんな自己情報が 集められているかを知り、不当に扱われないよう本人が関与する権利の保障」を構築するこ とが重要です。 そこで知事に伺います。

個人情報の自己コントロール権や自己決定権を保障するために、匿名加工情報であったとしても本人の同意のない個人情報を利活用するやり方はやめるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事] 次に、個人情報保護の観点から、デジタル改革関連法とLINEの課題についてお尋ねがありました。まず、デジタル改革関連法についてです。

先の国会ではデジタル改革関連法の整備に伴い、個人情報保護法が改正され、匿名加工情報を提供する制度が地方公共団体にも導入されたところです。この制度は、公的部門が有するデータを個人が識別できないように加工した上で民間事業者に提供し、新たな事業展開等に役立ててもらうものです。

改正法では、匿名加工情報から特定の個人が識別されないように、匿名加工情報の提供を 受けた事業者には、個人の識別を目的とした他の情報との照合や匿名した際の加工方法の入 手を禁止しており、個人情報の保護に配慮された制度となっています。

今後、県において匿名加工をする際には、特定の個人が識別される恐れのある特異な情報 を削除するなど、運用上の工夫を行っていくことが大切ですので、国から示されるガイドラ インを参考にしながら、しっかりと対応してまいります。

(2) LINEにおける課題について

1) LINEで起きた個人情報の管理不備について

[上野議員] 次に、LINEにおける課題について、一つ目はLINEで起きた個人情報の管理不備について伺います。

今年3月、LINEから委託を受けた中国企業において、利用者の氏名・電話番号などの個人情報に2018年から約2年半にわたって接続可能となっていた事故が発覚しました。

その後、国はLINEの運用を停止しましたが、本県は「公式アカウントで扱うデータには、不正アクセスや個人情報の漏えいは無い」ことから、県のLINE公式アカウントでの業務は停止しない判断をし、協定内容の改善はされませんでした。

しかし、LINEが利用者自 身の個人情報を海外に保存する ことについては、アプリ使用時

LINEの個人情報の管理不備について

神奈川県

掲載日:2021年3月18日

県のLINE公式アカウントの情報管理について

令和3年3月17日に報道のあった、LINE社の個人情報管理不備事業について、県のLINE公式アカウントで扱うデータには不正アクセスや情報漏えいがないことを確認しています。

県のLINE公式アカウント一覧

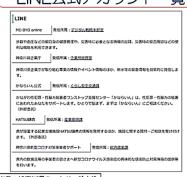
| 県のLINE公式アカウントを利用したサービスのデータ管理の仕組み

LINE公式アカウントで扱うデータは、個人のLINEアカウントとは異なり、LINE社のサーバには保管されず、各公式アカウントのサービス (例: ME-BYO onlineであればマイME-BYOカルテの薬用表氏光)を提供する。LINEとは別の事業者の薬用・管理するサービス・インにそれぞれ保管されています。したがってLINE社の開発・運用拠点からは別事業者のサービスのサーバに保管されているデータにアクセスすることはできません。

現のLINE公式アカウントで扱っている情報は、前途のとおり、阿社開発・運用拠点からアクセスすることはできません。また、現は、今回の事業により、現のLINE公式アカウントで扱う個人情報や相談内容などについては、不正アクセスや高額環入いがないこと。また、LINEの雇用人、必要なアクセスであったとしても、中国から日本国内のLINE公式アカウントのデータへはアクセスできないことを、LINE社に直接権認しています。

田典:神奈川県ホームページより

神奈川県 LINE公式アカウント一覧



出典:神奈川県ホームページより

の同意を根拠に防ぐことができないため、今後も同じような事態が起こる懸念があります。

事故発覚後に策定された国のガイドラインによれば、例えばLINE Payついて、「個人の判断としてLINE Pay を選択していることが前提となる」と記載されており、情

報の取り扱いは同意したアプリ利用者の責任と取れる内容です。

しかし、県がLINE上で提供するサービスなどを利用したい方にとっては、LINE登録をしなければ活用することができず、個人情報が海外に保存される課題が解決されないのであれば、改善するべきです。

さらに6月11日には、LINEは事故の件について政府や自治体に虚偽の説明をしていたことが明らかとなり、安心して利用できるとは言えない状況にあります。

そこで知事に伺います。

LINEが政府や自治体に対して虚偽の説明をしていたことについて、県として抗議をし 改善を求める必要があると考えますが、見解を伺います。

また、本県は個人情報の管理不備について、公式アカウントで扱う場合には情報漏えいの問題は無いと判断しましたが、LINEに登録したことで利用者自身の情報が海外に保存される懸念について、LINEと交渉して改善を図るべきと考えますが、見解を伺います。

[黒岩知事]次に、LINEにおける課題についてお尋ねがありました。まず、LINEで起きた個人情報の管理不備についてです。最初に、LINE社が政府や自治体に対して事実と異なる説明を行っていたとの指摘についてです。

県はLINE社が3月19日と24日に開催した全国の自治体向け説明会等において、データ保存等に関して詳細に事実の説明を受けていますので、LINE社に対する抗議等は行いません。

次に、LINEに登録することで利用者の情報が海外に保存される懸念についてです。

県のLINE公式アカウントのサービスについては、LINE社とは別の事業者が運営する国内のサーバーに情報を保存する仕組みでありますので、問題はありません。

なお、すでにLINE社は全てのデータを国内のサーバーに移転することを決定し、移転 作業に着手していますので、県はLINE社と交渉は行いません。

〔意見・要望〕

「上野議員]

次に、個人情報保護とLINEの課題についてですが、利用者の立場に立てば、県のサービスを利用したければ同意せざるを得ません。

サーバーを全て国内に移したとしても、結局、海外へのデータ提供については、一括同意 がされていれば問題ないとされてしまいます。

この課題が解決されないのであれば、やはりLINEとの交渉は行うべきです。

改めて、欧州一般データ保護規則を参考にした個人情報保護制度の見直しを求めます。

2) 一括同意方式や海外へのデータ提供に関する規制について

[上野議員] 二つ目は、一括同意方式や海外へのデータ提供に関する規制についてです。 日本の個人情報保護法は、日本と同水準の保護制度を持たない外国の第三者に個人データ を提供する場合、本人の同意を得ることを原則としています。

しかし、現行の個人情報保護法のガイドラインは「一括同意方式」を認めています。

この方式は、LINEのようにアプリ等を初めて使用する時に、多くの項目を一括して認めるかどうかだけの選択しかなく、利用規約の一部に不同意や疑問があっても一括して認めなければサービスを使えないので、多くの利用者は同意欄にチェックを入れているのが実態です。

海外への情報提供についても、この項目に入れてしまえば、利用者の個人情報について、いつ、どんな内容が海外に提供されるのか、利用者本人はわからないままに流出してしまい

ます。だからこそ、欧州の一般データ保護規則では一括同意方式や海外の情報提供を規制しており、この考え方に立つ必要があると考えます。

そこで知事に伺います。

個人情報保護の観点から、LINEのようにアプリ等を初めて使用する時に多くの項目を一括して認める一括同意方式や、外国にある第三者への個人情報の提供については、法律で規制すべきであり、国に法改正を求めることが必要と考えますが、見解を伺います。

[黒岩知事] 次に、一括同意方式や海外へのデータ提供に関する規制についてです。まず、 一括同意方式についてです。

事業者が個人情報を取り扱う場合には、利用者に丁寧に説明し理解を得ることが基本となりますが、一括して同意を求める方法は、利用者の利便性などを考慮すれば一定の合理性があり、また、同意についての任意性も確保されています。

こうしたことから、この一括同意方式について国に法改正を求める必要はないものと考えています。

次に、外国にある第三者への個人情報の提供についてです。

令和2年に個人情報保護法が改正され、事業者が外国にある第三者に個人情報を提供する場合には、その国の個人情報保護制度等について本人に情報提供することが義務付けられました。

この法改正は、令和4年4月から施行されますので、まずは事業者が規定に沿って適切に 運用していくことが重要であり、現時点でさらなる法改正を求めることは考えていません。

[5] 命を守るアスベスト対策について

(1) 最高裁の判決結果と建設石綿給付金法の成立について

[上野議員]次に、命を守るアスベスト対策について伺います。まず、 最高裁の判決結果と 建設石綿給付金法の成立についてです。

これまで私たちはアスベスト被害者への救済基金の創設を国に求めるよう要望し続けてきましたが、本県は、国に被害者救済のための基金の創設を求める考えはないとの姿勢でした。

そうした中、アスベストを吸い込み健康被害を受けた各地の元建設労働者や遺族が提訴した「建設アスベスト訴訟」で、最高裁は5月17日、国と建材メーカーの責任を認める判決を出しました。最高裁として初めと出ての統一判断となった判決で、「必要な対策を怠ったことが被害拡大を招いた」と言い切り、国とメーカーの責任を明確にしたことは大変重要です。



判決を受け、建設アスベスト被害救済のための補償基金を創設するいわゆる建設石綿給付金法が可決・成立しましたが、建材メーカーの責任をどう果たさせるかの課題が残ります。

提訴からすでに13年が経過し、本県においては第1陣の原告74名中、61名が最高裁判決を見ること無く亡くなりました。また、石綿健康被害救済制度において認定されている

方は、わかっているだけでも県内346名であり、一刻も早く被害者の救済が求められます。

そこで知事に伺います。

これまで本県では、建設アスベスト被害救済のための基金の 創設を国に求める考えはないと してきましたが、今回のアスベスト訴訟における最高裁の判決 結果と、課題は残りますが、建 設石綿給付金法が成立したこと の受け止めについて、見解を伺います。

建設アスベスト被害者への 賠償・補償額

1	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550 万円
2	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700 万円
3	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800 万円
4	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950 万円
5	石綿肺管理4、中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う	1,150万円
	びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水のある者	
6	上記1及び3により死亡した者	1,200 万円
7	上記2、4及び5により死亡した者	1,300 万円

出典:基本合意書(原生労働省HPより)

[黒岩知事]次に、命を守るアスベスト対策についてお尋ねがありました。まず、最高裁の 判決結果と建設石綿給付金法の成立についてです。

建設労働者等のアスベスト被害については、これまで国と原告が係争中であったことから、 県が国に対して被害者救済のための基金の制度創設を求める考えはありませんでした。

この度5月17日の最高裁判決で、国と建材メーカーの賠償責任を認め、国と原告団との間で原告に和解金を支払う基本合意書が締結されました。また、今月9日には建設アスベスト被害者救済のための給付金等支給法が成立し、今後基金が設けられることとなっています。今後は、この法律に基づき、被害者の救済が円滑に進められるものと考えています。

(2) 二度とアスベストの被害者を出さないための対策について

[上野議員] 次に、二度とアスベストの被害者を出さないための対策についてです。

アスベストが含まれるレベル3建材の建物解体の増加などにより、被害は今後も拡大する 恐れがあります。被害救済と同時に、ばく露防止対策の強化は大変重要です。

最高裁の判決では、予防ができたのに怠ったことに対して厳しい指摘がされていることから、レベル3建材に対する規制は必須であり、県として強化しなければいけないのではないでしょうか。

また、本県はレベル1・2建材の有無について、公的な建物については調査をしましたが、 民間の建物はされていません。前もって解体等に備えるために、どの建物に含まれているの か把握しておく必要があると考えます。

さらに、アスベストの除去工事は通常よりも費用が掛かるため、違反を防ぎ、アスベスト 除去工事の実効性を担保するためにも、解体工事費の補助を行い、除去工事を促す必要があ ると考えます。

そこで知事に伺います。

今後、二度とアスベストの被害者を出さないためにも、被害救済とともにばく露防止対策の強化をする必要があり、一つ目として、県として率先してレベル3建材の規制を強化すること、二つ目としてレベル1・2建材の有無について、前もって解体等の備えとして民間の建物を全て県の責任で調査をすること、三つ目として、アスベストの除去工事に対して費用補助を行う必要があると考えますが、見解を伺います。

[黒岩知事] 最後に、二度とアスベストの被害者を出さないための対策についてです。

比較的飛散性が低いレベル3の建材については、新たな規制強化ではなく、昨年の大気汚染防止法の改正で追加された作業基準に基づき、適切な工事が行われるよう事業者を指導していきます。

また、飛散性の高いレベル1・2の建材については、生活環境保全条例に基づき、建物所有者が自らアスベストの有無の把握に努めるよう働きかけます。

次に、除去工事の費用補助については基本的には国が対応すべきものであり、今後も全国 知事会を通じ助成制度の創設を国に求めていきます。

私からの答弁は以上です。

〔再質問〕

[上野議員] 次に、アスベスト対策について、民間への調査の件です。

条例で努力義務ができたと言いますが、建物所有者に任せるだけではなく、調査を促すことが必要だと思います。

補助金を付けるなどの促進策を考える必要があると思いますが、どうか伺います。以上で す

[黒岩知事] 続きまして、アスベストの関連でありますが、県としては建築物の所有者等に 平時からアスベストの把握に努めていただくために、建築物を管理する団体などを通じまし て丁寧に協力を依頼するとともに、特にレベル1のアスベストが使われている可能性が高い 建築物の所有者には、個別に働きかけを行います。

ただ、基本的には国の責任で対応すべきものでありまして、国に対しても財政支援を求め、 対策の強化、これを要望してまいります。答弁は以上です。

〔意見・要望〕

[上野議員]

次に、アスベスト対策についてですが、改めて言いますが、最高裁の判決は予防ができた のに怠ったことを指摘しています。

厚生労働省はレベル3建材でもレベル2建材並みに飛散することを認めていますし、ワーキンググループの委員からも、本来なら隔離が前提と批判がされていることなどを受け止め、 二度とアスベスト被害者を出さない実効性ある対応を求めます。

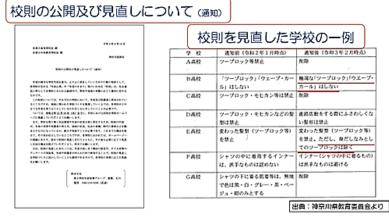
[6] 子どもの人権を尊重した校則の見直しについて

[上野議員] 最後に、子どもの人権を尊重した校則の見直しについて伺います。

私は、昨年2月の一般質問にて「校則の見直し」について取り上げ、教育長が答弁された「生徒が主体的に参加することが重要だ」という観点を、各学校に伝えていただきたいと要望しました。

同年、9月に「校則の公開及び見直しについて」の通知が出され、この中では、校則のホームページ公開に伴って見直しを図る機会を設けてほしいと記載されています。教育委員会のこの通知は大変重要だったと思います。

この通知をもとに、実際に校則を変更した学校があります



が、本当に生徒の声を聞いた上で変更をしたのか、疑問が残る内容もありました。私たちは、 校則の変更については「生徒の意見をしっかりと聞いた上で、それを反映させること」が重 要と考えます。

この間、日本共産党と民主青年同盟神奈川県委員会が「校則実態アンケート」に取り組んでおり、県立学校に通う生徒の声を一部紹介すると、「校則や決まりごとがあることについて、日常生活が窮屈に感じる」「校則や決まりについて、生徒の意見を取り入れてほしい」といった声があるのも事実です。

日本共産党と民青同盟県委員会が実施した校則アンケート

(4) 税則や決まり 「安心できる	があることで、あなたの気持ちや日末生活にどんな影響がありますか 「食器に感じる 「子校選択をなむする
- 神にお果はない	(649800) 明年できない 南芝などでお金がかかる
(5) 8	2別や決まりについて、説明を受けたことはありますか?
○あると答えた方は、	その説明に納得していますか?
MALTING	の利用していない
(6)	投則が原因で、指導を受けたことがありますか?
D & &	O su
一あると答えた方は、	どんな内容でしたか?
(6) 「校則や3	まりを変えられたらいいのに」と思うことはありますか?
- ·	とんなところを見えたいですか? _ 1日のたくてつから

アンケート意見

- 校則や決まりごと について「窮屈に 感じる」
- 校則や決まりについて「生徒の意見を取り入れてほしい」

出典:日本共産党・民青同盟県委員会より

そこで教育長に伺います。

校則の見直しについて、決定過程に生徒が参加して意見を反映する仕組みを作る上で、生 徒の自主性と主体性が尊重されるためには、どのようなことが課題だと捉えているのか、見 解を伺います。

以上です。

[桐谷教育長] 教育関係についてお答えします。子どもの人権を尊重した校則の見直しについてです。

県教育委員会では、昨年9月に県立高校等の校長に対し、学校を取り巻く社会環境や生徒の状況の変化を踏まえ、必要に応じて校則を見直すとともに、各学校のホームページに掲載するよう通知しました。この通知の中で、校則の見直しにあたっては、各学校の実情に応じて生徒や保護者が参加する取り組みなどを併せて依頼しています。

この通知を受けて、各学校では改めて校則の内容を点検し、生徒や保護者からの意見なども踏まえながら見直しを図ってきました。

校則を見直すにあたり、学校には生徒会等の生徒が主体的に参加し議論できる仕組みがありますが、そうした議論の場をまだ十分に活用しきれていない状況もあると受け止めています。

私としては、引き続き学校が校則を見直す過程において、それぞれの学校の実情に応じた 方法により、生徒の自主的主体的な参加を取り入れる工夫を行っていくことが大切と考えて おります。答弁は以上でございます。

〔意見・要望〕

あってはなりません。

「上野議員〕

最後に、校則の見直しについてですが、以前、私が一般質問で取り上げたケース以外にも、 地毛が茶色の生徒が校則に則って黒染めを強要され、生徒の進路に関わる権利をも奪うよう な対応をされたというケースを伺っており、それが1人だけの話ではないとも聞いています。 校則によって子どもの尊厳が傷つけられること、学習権の侵害や人権が侵害されることは、

ぜひ、おっしゃっていただいた課題に対して、実効性ある対応を求めたいと思います。以上で日本共産党神奈川県議団の代表質問といたします。ありがとうございました。